

# 遺言による「遺贈寄附」をお考えの方へ

近年、自身が亡くなった後、自らの財産の一部を小松市の発展のために役立ててほしいといったご相談をいただくことがあります。

小松市では、このような思いにお応えするため、遺言による「遺贈寄附」を承り、より良いまちづくりのために活用させていただきます。

\* 遺贈…個人が遺言で、遺産の全部又は一部を、特定の個人や団体に与える（寄附する）こと  
\* 本市への「遺贈寄附」は、原則、金銭としております

## いただいた寄附金の使い道について

ご寄附者様のご期待・思いに応えられよう、いただいた寄附金の使い道をご指定いただくこともできます。

寄附金の使い道は こちらから  
[小松市ホームページにつながります]



## 相続税の取り扱いについて

「遺贈寄附」としてご寄附いただいた金銭は、相続税の対象としない措置がとられています。



詳しくは「国税庁のホームページ」によりご確認ください

## 専門相談窓口について

相続・遺言に関しては、公証人、弁護士・司法書士等の専門家へのご相談のほか、本市では、地域経済の発展を図ることを目的に、金融機関（北國銀行、北陸銀行）と包括連携協定を締結しています。

金融機関へのご相談は、下記の金融機関 専門相談窓口（遺言信託）にお問い合わせください。お問い合わせいただく際は、このチラシをご覧になった旨をお伝えください。

株式会社 北國銀行



株式会社 北陸銀行



## 遺言書の作成に関する相談について

小松市でも相続や遺言書の作成に関する無料相談を受け付けています。

詳しくは こちらから  
[小松市ホームページにつながります]



\* 本紙掲載機関のサービス内容・URLが予告なしに、変更又は削除となる場合があります。ご了承ください。  
なお、掲載機関のホームページトップページは下記のとおりです。

[小松市] ( <https://www.city.komatsu.lg.jp> ) [国税庁] ( <https://www.nta.go.jp> )  
[北國銀行] ( <https://www.hokkokubank.co.jp> ) [北陸銀行] ( <https://www.hokugin.co.jp> )

**【お問い合わせ】 小松市 総合政策部 財政課**

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 TEL0761-24-8144 (直通)